

現地調査に関する報告(3)

平成25年2月8日(金)

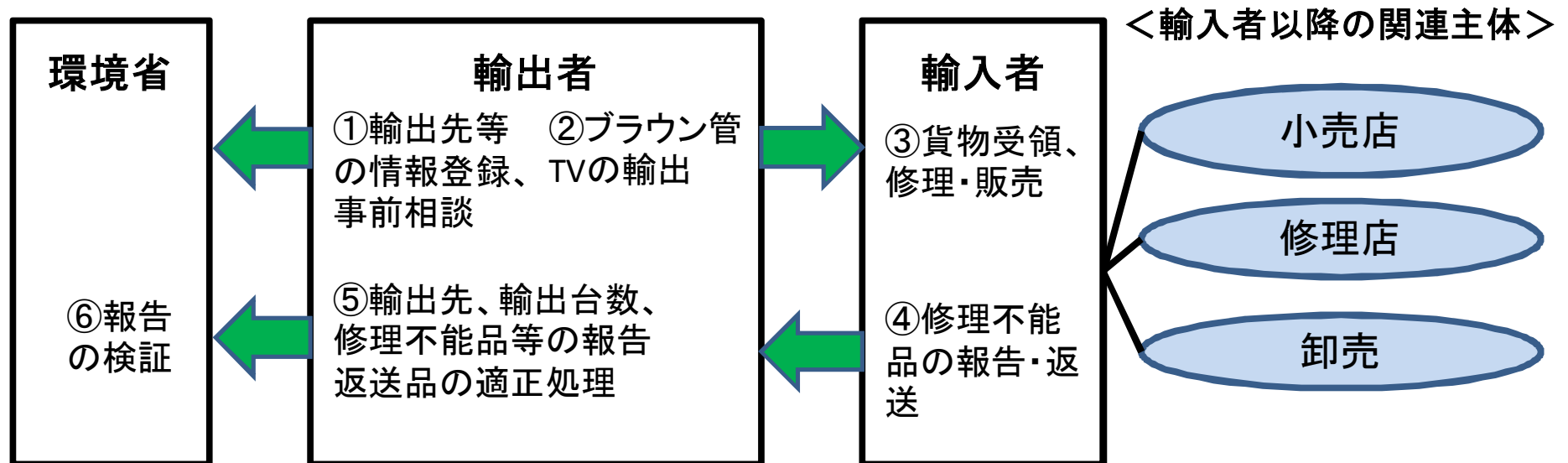
使用済み電気・電子機器輸出時判断基準及び
金属スクラップ有害特性分析手法等検討会

1. 使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準（平成21年6月策定）

- 平成21年6月に策定された「使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準」では、年式、外観、動作確認、梱包・積載状態、中古品の販売先の確保等についての基準項目を設定。
- ただし、「輸出者の責任において、輸出先国の自ら中古販売する者において主要な再組立を伴わずにリユースされることを確認し、リユースできないものについては原則輸出国に持ち帰る仕組みを確立する場合については、例外的に通電検査に代えられる可能性がある」とし、確立する仕組みの妥当性については、環境省及び経済産業省と相談することとされている。

2. 通電検査の代替措置の例

- 国内の輸出者が通電検査の代替措置として提案した、使用済みブラウン管テレビのトレーサビリティシステムの具体的な内容は以下のとおり。



- 環境省・経済産業省は妥当性を評価し、利用を認めてきた。
- 上記により、平成24年4月～9月の半年間で、約30万台が輸出されている。主な輸出先はフィリピン、マカオ、ミャンマー等である。

3. ブラウン管テレビのトレーサビリティシステムの の検証調査

項目	内容
調査対象国	フィリピン、マカオ、ミャンマー
調査対象事業者	<ul style="list-style-type: none">・ブラウン管テレビのトレーサビリティシステムを利用する輸出者の取引先(輸入者。修理、小売を行っている者もある。)9社を調査・平成24年4-9月輸出台数のカバー率は76%。
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・本制度の登録情報(輸出者が環境省に申告した輸入者の住所・電話番号、小売店・修理店の併設状況等)の正確性の確認・最近の中古品輸入量・主な輸入品目・輸出者への修理不能品等の報告状況・輸出者への修理不能品の返送実績・日本からの輸送方法・破損割合と修理不能品・修理残渣等の現地での取扱状況
調査方法	<ul style="list-style-type: none">・事前予告無しに現地訪問での聞き取りを実施(あくまで聞き取りに基づく調査であることに留意が必要)

4. 現地調査の結果(1)

※あくまで現地での聞き取り結果に基づく

国 輸入者	登録情報の正確性	修理不能品		備考
		報告	返送	
フィリピン A社	輸入者○ 修理店－ 小売店－	○	○	A社は輸入のみ行っており、修理等は購入した業者が行う。
フィリピン B社	輸入者○ 修理店－ 小売店－	×	×	修理不能品はリサイクル目的でジャンクショップ*等へ売却。 *不用品を回収し、利用可能なパーツを取りだしたり、金属やプラスチック等の選別を行い、それらを販売している業者
フィリピン C社	輸入者× 修理店× 小売店○	不明	×	責任者不在のため明確な確認はできなかったものの、従業員によれば、報告についてはわからない、返送は行っていない、とのこと。
フィリピン D社	輸入者× 修理店－ 小売店－	不明	×	責任者不在のため明確な確認はできなかったものの、従業員によれば、報告についてはわからない、返送は行っていない、とのこと。
フィリピン E社	輸入者○ 修理店－ 小売店－	不明	不明	ヒアリングは行ったものの、報告・返送に関する詳細は確認できず。

【凡例】登録情報の正確性：○確認した、△一部確認した、×確認したが間違っていた、－調査未実施
報告・返送：○実施している、×実施していない、不明：明確な回答なし、－調査未実施

5. 現地調査の結果(2)

※あくまで現地での聞き取り結果に基づく


国 輸入者	登録情報の正確性	修理不能品		備考
		報告	返送	
マカオ F社	輸入者× 修理店× 小売店×	—	—	登録住所に輸入者、修理者、小売店が存在せず。輸入者の代表者に電話して所在が判明し、ヒアリングしたところ「中古品の輸入ビジネスを今は行っていない」とのこと。
ミャンマー G社	輸入者× 修理店× 小売店×	不明	×	登録住所に輸入者、修理者、小売店が存在せず。所在地を見つけヒアリングしたところ、「修理不能品があっても返送したことはない。最近ブラウン管テレビの輸入を殆ど行っていない。」とのこと。
ミャンマー H社	輸入者× 修理店— 小売店—	○	×	登録住所に輸入者、修理者、小売店が存在せず。電話連絡にて所在地判明。「過去に修理不能品の報告を行ったことはある。修理不能品があっても返送したことはない。」とのこと。
ミャンマー I社	輸入者× 修理店× 小売店×	—	—	輸入者は登録住所に存在せず、登録電話番号も不通。修理店兼小売店も登録住所に存在せず。

【凡例】登録情報の正確性：○確認した、△一部確認した、×確認したが間違っていた、—調査未実施
報告・返送：○実施している、×実施していない、不明：明確な回答なし、—調査未実施

6. 現地調査の結果(3)

現地での聞き取りにおいて、以下のような声もあった。

- 最近では、日本以外の国からも中古家電が輸入されているが、日本から輸入される物は質が高いため、依然として人気が高い。
- 輸入した使用済みブラウン管テレビはほとんど修理される。修理不能品は、全体(ブラウン管テレビのトレーサビリティシステム以外も含む)の1%程度ではないか。
- 輸送中の破損を最小化し、効率的に輸送するために、梱包とコンテナの積み方が工夫されている。



日本の中古家電に対する輸入国のニーズがあること、輸入国に一定の修理能力があること、破損防止のための方策が取られていることがうかがえた。

7. 使用済み電気・電子機器(EEE)に関する 各国の輸入規制の状況(1)

- 本年度は、中古品として輸出された貨物が、輸入国の輸入規制に違反するとして、日本へ返送(シップバック)される事案が5件発生している。
- 特に香港政府は有害な部品や成分を含有する機器の輸出入を厳格に規制している。日本から中古品として輸出された使用済み液晶モニター等を、香港政府によって、バーゼル条約上の有害廃棄物と判断され、返送されるという事案が2件あった。
- 実際にシップバックされた貨物について、開披検査を実施したところ、リユース不可と考えられる物も含まれていたため、それらについて、成分分析を行ったところ、鉛が規制値を超えていた不適切な例もあった。
- 上記を鑑み、環境省・経済産業省は香港向けに中古品として使用済み液晶モニター等を輸出する場合は、リユース可能かどうか輸出前に改めて確認するよう周知(平成24年11月30日)。

8. 使用済み電気・電子機器(EEE)に関する 各国の輸入規制の状況(2)

国	規制	規制内容等
中国	●	輸入禁止固体廃物目録に掲げられている電気製品の中古品の輸入には新品と同様の機能・性能を満たすことを証明することが求められており、事実上輸入禁止。
ベトナム	●	原則輸入禁止。2012年9月の商工省令により中古携帯電話等の輸入の禁止が厳格化。
インドネシア	●/○	一部の使用済みEEE(冷蔵庫、洗濯機等)は輸入禁止。その他は許可制で、輸出国での船積み前検査等が必要。
香港	○	使用済みEEEの輸出入に関する通知に掲げられている要件を満たしていないものは廃棄物とみなされ、輸入許可が必要。製造日から5年以内の使用済み品を推奨。
フィリピン	○	一定の要件を満たす使用済みEEEのみ輸入許可。有害廃棄物の輸入は原則禁止だが、環境天然資源省令で、一部輸入を許可する資源物の輸入条件・手続き等を規定。
ミャンマー	○	原則として、使用済みEEEの輸入にはライセンスの取得が必要。

凡例：●使用済みEEE輸入禁止、○輸入許可等が必要、－輸入規制なし

※上表は調査段階の情報であり、実際の輸入にあたっては各国における最新の輸入規制の確認が必要。

9. 使用済み電気・電子機器(EEE)に関する 各国の輸入規制の状況(3)

国	規制	規制内容等
タイ	○	リユース目的での中古品の輸入は、製造日からコピー機は5年未満、その他の中古品については3年未満等、一定の条件を満たす必要があり、工業省からの許可取得が必要。
マレーシア	○	使用済みEEEの分類ガイドラインが作成されており、製造後3年以内の直接再使用目的の輸入の場合、指定有害廃棄物に該当しないことを証する書類と環境局への事前申請が必要。
シンガポール	○	リユース、リペア、リサイクル各々に求められる要件が規定(リユースの場合は、輸出国側で第三者証明の取得等も求められている)。
ナイジェリア	○	リユース目的での輸入の場合は、国家環境基準規制執行局に対し、証明文書の提出が必要(機能性テストの証明書や梱包のエビデンス等の提出も含まれる)。
韓国	—	—
カンボジア	—	—
ブルネイ	—	—

凡例: ●使用済みEEE輸入禁止、○輸入許可等が必要、—輸入規制なし

※上表は調査段階の情報であり、実際の輸入にあたっては各国における最新の輸入規制の確認が必要。

10. まとめ

- ❖ 現地調査の結果から判断すれば、以下の2点から、現行のブラウン管テレビのトレーサビリティシステムは十分に機能していないと考えられる。
 - ① 登録されている住所に輸入者等が存在しないなど、登録情報が不正確な事例が調査対象のなかに多数あった。
 - ② 輸出者への報告や修理不能品の返送を行っていない、修理不能品はジャンクショップに売却しているとの輸入者の証言があった。

- ❖ 上記①の登録情報が不正確なことは、ブラウン管テレビの中古品判断基準において求められている「輸出先国において確実にリユース目的で販売されること」の確認が不十分と考えられる。

- ❖ ブラウン管TVのトレーサビリティシステムの調査結果に加えて、日本の中古家電に対する輸入国のニーズ、アジア諸国等における使用済みEEEの輸入規制強化、我が国への返送増加の状況などを踏まえ、バーゼル条約を遵守し、国際的な理解が得られる中古品判断基準を、実態を考慮して策定する必要がある。